

佐賀県告示第 67 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成 26 年 3 月 11 日

佐賀県知事 古 川 康

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

平成元年佐賀県告示第 700 号で定めるところによる。

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種は次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び多久市農林課に備え置いて縦覧に供する。）